

上場投資信託受益権に関する業務規程

第1章 総則

第1節 目的等

(目的)

第1条 この規程は、社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「法」という。）

第3条第1項の指定を受けた株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が行う上場投資信託受益権の振替に関する業務（以下「上場投資信託振替業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 上場投資信託振替制度 上場投資信託振替業に係る上場投資信託受益権の振替の仕組みをいう。
- (2) 上場投資信託受益権 第8条に規定する上場投資信託受益権をいう。
- (3) 口座管理機関 第21条の規定により、他の者のために上場投資信託受益権の振替を行う口座を開設した者であって、かつ、その上位機関のうちに、機構を含む者をいう。
- (4) 直接口座管理機関 口座管理機関のうち、機構から上場投資信託受益権の振替を行うための口座の開設を受けた者をいう。
- (5) 間接口座管理機関 口座管理機関のうち、他の口座管理機関から上場投資信託受益権の振替を行うための口座の開設を受けた者であって、かつ、機構の承認を受けたものをいう。
- (6) 振替機関等 機構及び口座管理機関をいう。
- (7) 加入者 振替機関等から第14条又は第21条の規定により、上場投資信託受益権の振替を行うための口座の開設を受けた者をいう。
- (8) 機構加入者 加入者のうち、機構が機構加入者口座を開設した者をいう。
- (9) 機構加入者口座 機構が第14条の規定による口座開設の申請に基づき、開設した口座をいう。
- (10) 振替口座簿 振替機関等が作成する上場投資信託受益権の振替を行うための口座簿をいう。
- (11) 直近上位機関 加入者にとってその口座が開設されている振替機関等をいう。
- (12) 上位機関 次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 直近上位機関
 - ロ 直近上位機関の直近上位機関
 - ハ 前ロ又はこのハの規定により上位機関に該当するものの直近上位機関

- (13) 直近下位機関 振替機関等がこの規程により口座を開設した口座管理機関をいう。
- (14) 下位機関 次のいずれかに該当するものをいう。
- イ 直近下位機関
 - ロ 直近下位機関の直近下位機関
 - ハ 前口又はこのハの規定により下位機関に該当するものの直近下位機関
- (15) 共通直近上位機関 複数の加入者に共通する上位機関であって、その下位機関のうち当該各加入者に共通する上位機関がないものをいう。
- (16) 自己口 振替口座簿において、加入者が上場投資信託受益権についての権利を有するものを記録し、又は記載する口座をいう。
- (17) 顧客口 振替口座簿中の口座管理機関の口座において、当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が上場投資信託受益権についての権利を有するものを記録し、又は記載する口座をいう。
- (18) 質権口 自己口において、加入者が質権者であるときの、質権に係る権利を記録し、又は記載する口座をいう。
- (19) 保有口 自己口において、質権口に記録された権利以外の権利を記録し、又は記載する口座をいう。
- (20) 信託口 質権口及び保有口において、加入者が信託の受託者であるときの、信託財産を記録し、又は記載する口座をいう。
- (21) 機関口座 第 48 条に規定する機構の消却義務を履行する目的のため、機構が自己のために上場投資信託受益権の振替を行うための口座をいう。

(業務の取扱時間)

第 3 条 上場投資信託振替業に係る取扱時間は、この規程及びこの規程に基づき定める規則（以下単に「規則」という。）に別に定めるところを除くのほか、午前 9 時から午後 5 時までとする。

- 2 機構は、必要があると認める場合には、業務の取扱時間を臨時に変更することができる。この場合において、機構は、あらかじめその旨を発行者及び機構加入者に通知する。

(休業日等)

第 4 条 上場投資信託振替業に係る休業日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 1 月 2 日及び 3 日並びに 12 月 31 日

- 2 機構は、必要があると認める場合には、臨時休業日又は臨時業務取扱日を定めることができる。この場合において、機構は、あらかじめその旨を発行者及び機構加入者に通知する。

(業務の臨時停止)

第5条 機構は、必要があると認める場合には、業務の全部又は一部を臨時に停止することができる。この場合において、機構は、速やかにその旨を発行者及び機構加入者に通知する。

第2節 電磁的方法による通知又は請求等

(機構が発行者及び機構加入者と授受する通知の方法)

第6条 機構が、発行者及び機構加入者との間で授受する通知等(請求、報告及び資料の提出を含む。)は、規則で定める電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この規程若しくは規則で特に定める場合又は機構が相当と認める場合には、前項で定める以外の方法により行うことができるものとする。

(帳簿等の電磁的記録による作成)

第7条 機構加入者は、この規程及び規則で特に定める場合を除き、その作成する帳簿その他の書類を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、上場投資信託振替業に関する記録を確実に保存できるものをいう。)により作成することができる。

第2章 上場投資信託受益権の範囲等

(上場投資信託受益権の範囲)

第8条 機構は、法第2条第1項第8号に規定する投資信託の受益権(投資信託契約において分割又は併合の定めのあるものを除く。)のうち法第13条第1項の規定に基づき機構がその発行者の同意を得たもの(投資信託約款(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第4条第1項又は第49条第1項に規定する投資信託約款をいう。以下同じ。)において、当該投資信託の受益権の全部について法の規定の適用を受けることとする旨を定めたものに限る。)であって、かつ、次項に掲げる要件に該当するものを、上場投資信託受益権として上場投資信託振替業において取り扱う。

2 前項の場合において、上場投資信託受益権は次に掲げる要件に該当するものをいう。

- (1) 国内において、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて設定される投資信託の受益権であるもの
- (2) 最低発行単位の口数が1口であるもの
- (3) 金融商品取引所への上場が承認されているもの

(発行者の同意)

第9条 機構は、前条に規定する上場投資信託受益権につき取扱いを開始する場合には、あらかじめ当該上場投資信託受益権の発行者から、書面により法第13条第1項の規定に基づく同意を得る。

2 前項の書面その他同意に関し必要な事項は、規則でこれを定める。

(上場投資信託受益権に関する重要な事項等の通知)

第10条 発行者は、規則で定めるところにより、上場投資信託受益権に関する権利及び取扱いに関し、重要な事項を決定した場合又は上場投資信託受益権に関する重要な事実が発生した場合には、その内容を機構に対して通知しなければならない。

2 機構は、発行者から前項に規定する通知を受けた場合には、機構加入者に通知する。

(上場投資信託受益権の取扱いの廃止)

第11条 機構は、上場投資信託受益権が第8条に掲げる事項に該当しなくなった場合には、当該上場投資信託受益権を上場投資信託振替業において取り扱わないこととし、規則で定める日にその取扱いを廃止するものとする。

(発行者及び機構加入者への通知)

第12条 機構は、上場投資信託受益権を上場投資信託振替業において、第8条の規定により取り扱う場合及び前条の規定により取り扱わないこととなる場合には、当該上場投資信託受益権の発行者及び機構加入者に、その旨を通知する。

第3章 発行者

(発行者)

第13条 機構は、発行者が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該発行者に対し取締役会の決議に基づき戒告の処分を行うことができる。この場合において、機構は、遅滞なくその旨を公表する。

(1) 法令、法令に基づく行政官庁の処分、この規程、規則又は第57条の規定により機構が定めるところに違反した場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、上場投資信託振替業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合

2 機構は、発行者が前項各号に掲げる場合に該当し、当該発行者の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該発行者に対し、上場投資信託振替業に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた発行者は、速やかに機構に対し、書面により業務方法の改善のための報告を行わなければならない。

3 上場投資信託受益権の発行者は、その投資運用業（金融商品取引法第28条第4項に規定す

る投資運用業をいう。)の継続が困難となる事由が発生した場合には、直ちに、機構に対し、その旨を書面により届け出なければならない。

第4章 機構加入者

第1節 口座開設手続

(機構加入者口座の開設)

第14条 機構は、上場投資信託受益権の振替を行うための口座の開設について申請を受けた場合において、当該申請者が次に掲げる基準に適合するものと認めるときは、その者のために口座を開設する。

(1) 当該申請者が法第44条第1項各号に該当する者又は機構が特に認める者(法人に限る。)であること。

(2) 当該申請者が機構加入者となることにより、上場投資信託振替制度の信用が害され、又はその円滑な運営が阻害されるおそれがないこと。

(3) 当該申請者が規則で定める事項を機構に届け出ていること。

2 機構加入者口座の開設を受けようとする者は、機構に対し、当該者の登記事項証明書その他規則で定める書類を提出しなければならない。

3 機構は、機構加入者口座の開設を認めた場合には、当該機構加入者口座の開設を受ける者に対し、その開設の日を通知する。

4 機構は、機構加入者口座を開設する場合には、発行者及び機構加入者に対し、当該機構加入者口座の開設を受ける者の名称及びその開設の日を通知する。

5 前各項に定めるもののほか、機構加入者口座の開設に関し必要な事項は、規則で定める。

(口座開設金等の納入)

第15条 前条の規定により口座の開設を認められた者は、機構が指定する期日までに、第46条第2項の規定により定める口座開設金及びシステム接続準備手数料を機構に納入しなければならない。納入した口座開設金及びシステム接続準備手数料は、事由のいかんを問わず返還しない。

(口座区分)

第16条 機構加入者口座は、次に掲げるものに区分する。ただし、当該機構加入者が口座管理機関でない場合には、第1号の口座に限る。

(1) 自己口

(2) 顧客口

2 機構加入者は、その口座において、使用目的に応じた内訳区分の口座(以下「区分口座」と

いう。)の開設につき、機構に申請することができる。

- 3 前項の申請を行う場合において、機構加入者は、自己口にあつては質権口、保有口、信託口その他の使用目的を機構に通知し、顧客口にあつてはその使用目的を通知しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、区分口座に関し必要な事項は、規則で定める。

第2節 機構加入者による届出等

(届出事項)

- 第17条 機構加入者は、第14条第1項第3号に規定する事項及び第2項に規定する書類により機構に届け出た事項に変更がある場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。
- 2 機構は、機構加入者の名称に変更があることを知った場合には、発行者及び他の機構加入者に対し、その旨を通知する。
 - 3 機構加入者は、第14条第1項第1号に掲げる事項に該当しなくなった場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。

第3節 機構加入者口座の廃止

(機構加入者口座の廃止)

- 第18条 機構加入者は、規則で定めるところにより、機構に対し、口座の廃止を申請することができる。
- 2 機構は、機構加入者が次の各号のいずれかに該当した場合には、その機構加入者の口座を廃止する。
 - (1) 前項の申請をした場合
 - (2) 第14条第1項第1号又は第2号に掲げる事項に該当しなくなった場合
 - 3 機構加入者は、自己の機構加入者口座が廃止される場合には、その廃止前に、当該機構加入者に係る上場投資信託受益権を他の口座に振り替えるための手続をとらなければならない。
 - 4 機構は、機構加入者口座の廃止に伴い生じた損害については、責任を負わない。
 - 5 機構は、機構加入者口座を廃止する場合には、当該機構加入者に対し、その廃止の日を通知する。
 - 6 機構は、機構加入者口座を廃止する場合には、発行者及び機構加入者に対し、当該機構加入者の名称及びその廃止の日を通知する。

第4節 機構加入者が法令等に違反した場合の措置

(機構加入者に対する処分)

第 19 条 機構は、機構加入者が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該機構加入者に説明の機会を与えたうえ、取締役会の決議に基づき、当該機構加入者の機構加入者口座の廃止又は戒告の処分を行うことができる。

(1) 法令、法令に基づく行政官庁の処分、この規程、規則又は第 57 条の規定により機構が定めるところに違反した場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、上場投資信託振替業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合

2 前項の規定による機構加入者口座の廃止は、機構の損害賠償請求権の行使を妨げない。

3 前条第 3 項から第 6 項までの規定は、第 1 項に規定する処分のうち機構加入者口座の廃止の場合について準用する。

4 機構は、第 1 項に規定する処分を行った場合には、遅滞なく、その旨を公表する。

(機構加入者に対する業務改善の勧告)

第 20 条 機構は、機構加入者が前条第 1 項各号に掲げる場合に該当し、当該機構加入者の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該機構加入者に対し、上場投資信託振替業に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた機構加入者は、速やかに機構に対し、書面により業務方法の改善のための報告を行わなければならない。

第 5 章 口座管理機関

第 1 節 口座開設手続

(口座管理機関の範囲)

第 21 条 法第 44 条第 1 項第 1 号から第 13 号までに掲げる者は、他の者のために、その申出により上場投資信託受益権の振替を行うための口座を開設することができる。この場合において、あらかじめ機構又は他の口座管理機関から上場投資信託受益権の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。

(口座管理機関における口座開設の審査)

第 22 条 口座管理機関は、前条の規定により他の者から口座の開設の申請があった場合において、当該申請者のために口座を開設する。

2 口座管理機関に口座の開設を受けようとする者は、当該口座管理機関に対し、規則で定める書類を提出しなければならない。

3 第 1 項に規定する場合において、口座管理機関は、当該申請者について、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成 14 年法律第 32

号)に規定する方法により、本人であることの確認を行わなければならない。

4 口座管理機関は、第1項の規定により口座の開設を認めた場合には、当該申請者にその旨を通知しなければならない。

*第22条第3項については、平成19年9月30日に改正され、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年3月31日法律第22号)附則第1条第1号に定める日から施行される。

(口座区分)

第23条 口座管理機関は、その加入者の口座を、第16条に規定する機構における機構加入者の口座区分に準じて取り扱わなければならない。

(加入者との契約)

第24条 口座管理機関は、第22条の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結する。

- (1) 当該加入者の口座は、上場投資信託振替制度に基づき開設されるものであって、当該加入者の口座の取扱いについては、この契約に定めるところによるほか、法その他の法令及びこの規程その他の機構が上場投資信託振替制度に関して定めた事項に従うこと。
- (2) 口座管理機関が行う第22条第3項に規定する本人確認のために、必要な書類の提出等を行うこと。
- (3) 当該加入者の口座(当該加入者が間接口座管理機関である場合においては、その顧客口を除く。)には、当該加入者が上場投資信託受益権についての権利を有するものに限り記録又は記載をすること。
- (4) 当該加入者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合には、直ちに、当該口座管理機関に対し、その旨を届け出ること。
- (5) 当該口座管理機関(法第44条第1項第13号に掲げる者を除く。)が、法第11条第2項に規定する加入者に対して、当該加入者の上位機関が当該加入者に対して負う法第80条第2項又は同第81条第2項に規定する義務の全部の履行を連帯して保証すること。
- (6) 口座管理機関は当該加入者が間接口座管理機関である場合において、当該加入者に対して機構から通知された事項を連絡すること。
- (7) 口座管理機関は、自己又はその上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けるとする場合には、当該加入者に対し、その旨並びに当該加入者が権利を有する上場投資信託受益権の銘柄の口数について記録又は記載されている顧客口を開設する直近上位機関及びその上位機関(機構を除く。)を通知すること。

- (8) 口座管理機関は、第 8 条の規定により機構において取り扱う上場投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合(法第 46 条において準用する法第 14 条に規定する不当な差別的取扱いに該当しない場合に限る。)には、当該加入者に対し、その旨を通知すること。
- (9) 発行者が機構を通じて受益者登録ができる旨を定めている場合において、口座管理機関は、機構が定めるところにより、信託の計算期間終了日における上場投資信託受益権に係る加入者について、受託者に対して行う受益者登録の請求を取り次ぐこと。
- (10) 当該加入者の口座に記録又は記載されている上場投資信託受益権(差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたものを除く。)について、当該加入者は当該口座管理機関に対し、振替の申請を行うことができること。

第 2 節 間接口座管理機関に係る機構の承認

(間接口座管理機関の承認)

第 25 条 前節に定めるほか、第 21 条に規定する口座管理機関のうち、当該口座管理機関が間接口座管理機関となる場合には、当該間接口座管理機関となる者は、機構に対し、規則で定めるところによりすべての上位機関を明示し、あらかじめ機構の承認を得るための申請を行わなければならない。

2 前項の申請において、申請者は、機構に対し当該者の登記事項証明書を提出するとともに、振替口座簿を作成し、これを備えること並びにこの規程及び規則その他機構が必要であると定める事項を遵守する旨を契約の内容として記載した所定の書面を承認申請書に添付しなければならない。

3 機構は、第 1 項の申請につき、申請者が間接口座管理機関となることにより、上場投資信託受益権振替制度の信用が害され、又はその円滑な運営が阻害されるおそれがないことが認められる場合には、これを承認する。

4 機構は、間接口座管理機関に係る承認を行う場合には、当該間接口座管理機関に対し、その承認の日を通知する。

5 機構は、間接口座管理機関に係る承認を行う場合には、発行者及び機構加入者に対し、当該間接口座管理機関の名称及びその承認の日を通知する。

6 前各項に定めるもののほか、間接口座管理機関の承認に関し必要な事項は、規則で定める。

(間接口座管理機関定額負担金の納入)

第 26 条 前条の規定により口座の開設を認められた間接口座管理機関は、機構が定めるところにより、機構に第 46 条第 2 項の規定により定める間接口座管理機関定額負担金を納入しなければならない。

(間接口座管理機関の名称等の変更の届出等)

第 27 条 間接口座管理機関は、その名称又は住所その他機構に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに機構に対し、その旨を届け出なければならない。

2 機構は、間接口座管理機関の名称に変更があったことを知った場合には、発行者及び機構加入者に対し、その旨を通知する。

3 間接口座管理機関は、法第 44 条第 1 項第 1 号から第 13 号までに掲げる者でなくなった場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。

(間接口座管理機関の承認の取消し)

第 28 条 間接口座管理機関は、規則で定めるところにより、機構に対し、その間接口座管理機関の承認の取消しの申請をすることができる。

2 機構は、間接口座管理機関が次の各号のいずれかに該当した場合には、その間接口座管理機関の承認を取り消す。

(1) 前項の申請をした場合

(2) 法第 44 条第 1 項第 1 号から第 13 号までに掲げる者でなくなった場合

3 間接口座管理機関は、その間接口座管理機関に係る承認が取り消される場合には、その取消し前に、当該間接口座管理機関が口座の開設を受けている直近上位機関の顧客口に記録又は記載されている上場投資信託受益権を他の口座に振り替えるための手続をとらなければならない。

4 機構は、間接口座管理機関に係る承認の取消しに伴い生じた損害については、責任を負わない。

5 機構は、間接口座管理機関に係る承認を取り消す場合には、当該間接口座管理機関に対し、その取消しの日を通知する。

6 機構は、間接口座管理機関に係る承認を取り消す場合には、発行者及び機構加入者に対し、当該間接口座管理機関の名称及びその取消しの日を通知する。

(間接口座管理機関が法令等に違反した場合の措置)

第 29 条 機構は、間接口座管理機関が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該間接口座管理機関に釈明の機会を与えたうえ、取締役会の決議に基づき、当該間接口座管理機関の承認の取消し又は戒告の処分を行うことができる。

(1) 法令、法令に基づく行政官庁の処分、この規程、規則又は第 57 条の規定により機構が定めるところに違反した場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、上場投資信託振替業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合

2 前項の規定による間接口座管理機関の承認の取消しは、機構の損害賠償請求権の行使を妨げない。

3 前条第 3 項から第 6 項までの規定は、第 1 項に規定する処分のうち間接口座管理機関の承認

の取消しの場合について準用する。

4 機構は、第1項に規定する処分を行った場合には、遅滞なく、その旨を公表する。

(間接口座管理機関に対する業務改善の勧告)

第30条 機構は、間接口座管理機関が前条第1項各号に掲げる場合に該当し、当該間接口座管理機関の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該間接口座管理機関に対し、上場投資信託振替業に係る業務方法の改善の勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた間接口座管理機関は、速やかに機構に対し、書面により業務方法の改善のための報告を行わなければならない。

第6章 上場投資信託受益権の振替等に関する取扱い

第1節 振替口座簿

(振替口座簿の記録事項又は記載事項)

第31条 上場投資信託受益権に係る振替口座簿（以下この章において単に「振替口座簿」という。）のうち機構が備えるものにあつては、各機構加入者の口座ごとに区分し、口座管理機関が備えるものにあつては、各加入者の口座ごとに区分する。

2 機構が備える振替口座簿中の各機構加入者の口座（顧客口を除く。）には、次に掲げる事項を記録する。

- (1) 機構加入者の名称及び住所
- (2) 上場投資信託受益権の銘柄
- (3) 上場投資信託受益権の銘柄ごとの口座（区分口座が開設されている場合には、各区分口座。以下この条において同じ。）における増減口数及び口数
- (4) 機構加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前項の口数のうち信託財産であるものの口数（第38条第3項又は第39条第9項に規定する場合を除く。）
- (5) 機構加入者自己分の上場投資信託受益権に関し差押命令等により処分の制限がされた場合においては、その旨の表示及び当該差押命令等が送達された年月日
- (6) その他政令で定める事項

3 前項の振替口座簿中の顧客口には、次に掲げる事項を記録する。

- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 上場投資信託受益権の銘柄ごとの口座における増減口数及び口数
- (3) その他政令で定める事項

4 口座管理機関が備える振替口座簿中の各加入者の口座（顧客口を除く。）には、次に掲げる事項を記録又は記載する。

- (1) 加入者の氏名又は名称及び住所

- (2) 上場投資信託受益権の銘柄
 - (3) 上場投資信託受益権の銘柄ごとの口座における増減口数及び口数
 - (4) 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前項の口数のうち信託財産であるものの口数
 - (5) 加入者自己分の上場投資信託受益権に関し差押命令等により処分の制限がされた場合においては、その旨の表示及び当該差押命令等が送達された年月日
 - (6) その他政令で定める事項
- 5 前項の振替口座簿中の顧客口には、次に掲げる事項を記録又は記載する。
- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる事項
 - (2) 上場投資信託受益権の銘柄ごとの口座における増減口数及び口数
 - (3) その他政令で定める事項

(振替口座簿に記録又は記載する上場投資信託受益権の口数の単位)

第32条 振替口座簿に記録又は記載する上場投資信託受益権の口数は1口の整数倍とする。

(振替口座簿の保存)

第33条 振替機関等は、振替口座簿を適正かつ確実に保存する。ただし、作成後10年を経過したものについては、その記録又は記載を消除し、又はその記録又は記載に係る部分を廃棄することができる。

(振替口座簿の記録事項又は記載事項の証明等)

第34条 機構加入者は、規則で定める方法により、機構に対し、自己の機構加入者口座に記録されている事項を証明した書面の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法であって一般振替機関監督命令第24条第1項第1号に掲げるものにより提供することを請求することができる。当該機構加入者口座に係る利害関係人(法第128条に規定する利害関係を有する者として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)についても、正当な理由があるときは、同様とする。

2 加入者は、その口座を開設している口座管理機関に対し、当該口座に記録又は記載されている事項を証明した書面の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法であって口座管理機関に関する命令(平成14年内閣府・法務省・財務省令第2号)第4条第1項各号に掲げるものにより提供することを請求することができる。当該口座に係る利害関係人についても、正当な理由があるときは、同様とする。

3 機構加入者、加入者及び利害関係人は、前2項の規定による請求をする場合には、当該請求を受ける機構又は口座管理機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名又は名称及び住所

- (2) 請求の目的
 - (3) 請求の対象となる機構加入者口座又は加入者に係る口座
 - (4) その他証明すべき事項を特定するに足りる事項
- 4 前項の場合において、利害関係人が当該請求をするときは、当該請求書に、その利害関係を明らかにする書面を添付しなければならない。

(振替口座簿の記録又は記載の変更又は訂正)

第 35 条 振替機関等は、その備える振替口座簿に記録又は記載されている事項に変更が生じたことを知った場合には、直ちに、当該振替口座簿にその記録又は記載を行う。

- 2 振替機関等は、その備える振替口座簿の記録又は記載に誤りがあることが明らかとなった場合には、直ちに、当該記録又は記載の訂正を行う。

第 2 節 新規記録手続

(銘柄情報に係る発行者からの通知)

第 36 条 上場投資信託受益権の発行者は、新たに上場投資信託受益権を発行する場合であって、かつ、当該上場投資信託受益権が投資信託契約締結当初に係るものであるときは、機構に対し、当該銘柄に関する情報として、次に掲げる事項（以下この章において「銘柄情報」という。）の通知を行わなければならない。

- (1) 上場投資信託受益権の銘柄
- (2) 投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び上場投資信託受益権の総口数
- (3) 受託会社の商号
- (4) 発行者の商号
- (5) 上場投資信託受益権の口数
- (6) 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別
- (7) 元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の上場投資信託受益権については、追加信託をすることができる元本の限度額
- (8) 信託契約期間
- (9) 信託の元本の償還の時期
- (10) 信託の収益の分配の時期
- (11) 信託の元本の償還及び収益の分配の場所
- (12) 受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期
- (13) 委託者又は受託者が運用の指図に係る権限を委託する場合には、当該委託者又は受託者が運用の指図に係る権限を委託するものの商号又は名称及び所在の場所
- (14) 前号の場合における委託に係る費用

- (15) 委託者が運用の指図に係る権限委託する場合における当該委託の内容
 - (16) 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示
 - (17) 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示
 - イ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第13条第2号イに規定する公社債投資信託
 - ロ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託
 - ハ 前イ及びロに掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの
 - (18) その他規則で定める事項
- 2 前項に定めるもののほか、銘柄情報に係る発行者からの通知に関し必要な事項は、規則で定める。

（新規記録情報に係る発行者からの通知）

- 第37条 上場投資信託受益権の発行者は、新たに上場投資信託受益権に係る信託が設定された場合には、機構に対し、上場投資信託受益権の新規記録に関する情報として、次に掲げる事項（以下この章において「新規記録情報」という。）の通知を行わなければならない。
- (1) 信託の受益者となるべき加入者（以下この章において「受益者」という。）の氏名又は名称が明らかになるものとして規則で定める事項
 - (2) 受益者のために開設された当該上場投資信託受益権の振替を行うための口座が明らかになるものとして規則で定める事項
 - (3) 加入者ごとの当該信託に係る上場投資信託受益権の口数
 - (4) 決済日
 - (5) その他規則で定める事項
- 2 前項の通知は、当該上場投資信託受益権の決済日に行わなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、新規記録情報に係る発行者からの通知に関し必要な事項は、規則で定める。

（新規記録）

- 第38条 機構は、前条に規定する通知があった場合には、当該通知に係る銘柄の上場投資信託受益権について、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める措置を行う。
- (1) 機構が第37条第1項第2号に規定する口座を開設したものである場合
当該口座の保有口への増加の記録を行う。
 - (2) 機構が第37条第1項第2号に規定する口座を開設したものでない場合

買方機構加入者（機構加入者若しくはその加入者又は機構加入者の下位機関若しくはその加入者が受益者となる場合における当該機構加入者をいう。）である口座管理機関の口座の顧客口の増加記録を行うとともに、当該口座管理機関に対し、銘柄情報及び新規記録情報のうち、第36条第1項第1号及び第37条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を通知する。

- 2 前項の規定は、同項第2号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 3 前2項に規定する増加の記録又は記載において、第37条第1項第2号に規定する口座が信託口である場合には、第37条第1項の通知にあつては、政令第24条で読み替えて準用する政令第8条の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において、当該信託口を開設している振替機関等は、法第121条で読み替えて準用する法第68条第3項第5号に規定する事項を振替口座簿に記録又は記載する。
- 4 機構が、前3項に規定する新規記録を行った場合には、発行者に対し、当該新規記録を行った旨その他規則で定める事項を通知する。この場合において、当該通知を受けた者は、その内容を確認する。

第3節 振替手続

（振替手続）

第39条 振替機関等は、特定の銘柄の上場投資信託受益権について、振替の申請があった場合には、第4項から第9項までの規定により、当該申請において第3項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少若しくは増加の記録若しくは記載又は通知をしなければならない。

- 2 前項の請求は、振替によりその口座（顧客口を除く。）において減少の記録又は記載がされる加入者（以下この章において「渡方加入者」という。）が、直近上位機関に対して行う。
- 3 渡方加入者は、振替に係る申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。
 - (1) 当該振替において減少及び増加の記録又は記載がされるべき上場投資信託受益権の銘柄及び口数
 - (2) 渡方加入者の口座において減少の記録又は記載がされるのが、保有口か質権口かの別
 - (3) 増加の記録又は記載がされるべき口座（顧客口を除く。以下この章において「振替先口座」という。）が明らかになるものとして規則で定める事項
 - (4) 振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記録又は記載がされるのが、保有口か質権口かの別
 - (5) 振替を行う日
 - (6) その他規則で定める事項

- 4 第1項の請求があった場合には、当該請求を受けた振替機関等は、遅滞なく次に掲げる措置を行う。
 - (1) 渡方加入者の口座の前項第2号の規定により示された保有口又は質権口における同項第1号の口数（以下この章において「振替口数」という。）についての減少の記録又は記載
 - (2) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項の通知
 - (3) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第4号の規定により示された保有口又は質権口における振替口数についての増加の記録又は記載
 - (4) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口における振替口数についての増加の記録又は記載並びに当該直近下位機関に対する前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項の通知
- 5 前項第2号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を行う。
 - (1) 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口における振替口数についての減少の記録又は記載
 - (2) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第2号の規定により通知を受けた事項の通知
 - (3) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の第3項第4号の規定により示された保有口又は質権口における振替口数についての増加の記録又は記載
 - (4) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口における振替口数についての増加の記録又は記載及び当該直近下位機関に対する前項第2号の規定により通知を受けた事項の通知
- 6 前項の規定は、同項第2号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。
- 7 第4項第4号又は第5項第4号（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を行わなければならない。
 - (1) 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の第3項第4号の規定により示された保有口又は質権口における振替口数についての増加の記録又は記載
 - (2) 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口における振替口数につ

いての増加の記録又は記載及び当該直近下位機関に対する第4項第4号又は第5項第4号の規定により通知を受けた事項の通知

- 8 前項の規定は、同項第2号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 9 第4項から前項までに規定する増加の記録又は記載において、振替先口座が信託口である場合には、第1項の振替申請にあつては、政令第24条で読み替えて準用する政令第8条の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において、当該信託口を開設している振替機関等は、法第121条で読み替えて準用する法第68条第3項第5号に規定する事項を振替口座簿に記録又は記載する。
- 10 前各項に定めるもののほか、この条の振替手続に関し必要な事項は、規則で定める。

（振替記録済みの通知）

第40条 機構は、前条の規定により機構において振替が行われた場合には、規則で定めるところにより、渡方機構加入者及び受方機構加入者に対し、振替済みの通知をする。

（指定金融商品取引清算機関からの振替申請に基づく振替口座簿の記載等）

- 第41条 機構は、機構加入者のうち指定金融商品取引清算機関（金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関をいう。）のうち、規則で指定する者をいう。以下同じ。）が対象取引（金融商品債務引受業（同法第2条第28項に規定する金融商品債務引受業をいい、当該指定金融商品取引清算機関が同法第156条の6第1項の業務を行う場合にあつては、同法第156条の3第1項第6号に規定する金融商品債務引受業等をいう。以下同じ。）の対象とする債務の起因となる取引であつて、当該指定金融商品取引清算機関がその業務方法書において定めるものをいう。）の決済に係る上場投資信託受益権の授受のための振替の申請を、清算参加者（当該指定金融商品取引清算機関の業務方法書の定めるところにより、当該指定金融商品取引清算機関が行う金融商品債務引受業の相手方となるための資格を有する者をいう。）であつて上場投資信託受益権の渡方の機構加入者に代わつて当該指定金融商品取引清算機関から受けた場合は、当該指定金融商品取引清算機関が指定した振替をする日に、振替口座簿に当該振替に係る所要の記録又は記載をする。
- 2 機構は、前項の記載をした場合は、規則で定めるところにより、振替の申請をした指定金融商品取引清算機関及び前項の機構加入者に振替済みの通知をする。

第4節 抹消手続

（抹消手続）

第42条 口座管理機関は、特定の銘柄の上場投資信託受益権について、抹消（次節に規定する場合を除く。）の申請があつた場合には、第4項から第6項までの規定により、当該申請にお

いて第3項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少の記録若しくは記載又は通知を行う。

- 2 前項の申請は、抹消によりその口座（顧客口を除く。）において減少の記録又は記載がされる加入者（以下この章において「抹消申請加入者」という。）が、その直近上位機関に対して行う。
- 3 抹消申請加入者は、抹消に係る申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。
 - (1) 当該抹消において減少の記録又は記載がされるべき上場投資信託受益権の銘柄及び口数
 - (2) 抹消申請加入者の口座において減少の記録又は記載がされるのが、保有口か質権口かの別
 - (3) その他規則で定める事項
- 4 第1項の申請があった場合には、当該申請を受けた口座管理機関は、遅滞なく次に掲げる措置を行う。
 - (1) 抹消申請加入者の口座の前項第2号の規定により示された保有口又は質権口における同項第1号の口数についての減少の記録又は記載
 - (2) 当該申請を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第1号の規定により示された事項の通知
- 5 前項第2号の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに次に掲げる措置を行う。
 - (1) 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口における第3項第1号の口数についての減少の記録又は記載
 - (2) 当該通知を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第2号の規定により通知を受けた事項の通知
- 6 前項の規定は、同項第2号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

第5節 機構における抹消手続

（抹消申請）

第43条 機構が振替機関として抹消を行う場合において、抹消申請機構加入者（自己又は加入者のために抹消手続を行う機構加入者をいう。以下同じ。）は、機構に対し、抹消により減少記録される上場投資信託受益権の情報として次に掲げる事項（以下「抹消申請」という。）を通知しなければならない。

- (1) 抹消に係る上場投資信託受益権の銘柄及び口数
- (2) 減少の記録がされるべき機構加入者の名称及び区分口座
- (3) 決済日
- (4) その他規則で定める事項

- 2 前項に定めるもののほか、機構が振替機関として抹消を行う場合の抹消申請に関し必要な事項は、規則で定める。

(抹消記録)

第44条 機構は、前条第1項の通知を受けた場合には、抹消申請機構加入者の口座の減少の記録を行う。

- 2 前項の抹消記録を行った場合には、機構は発行者に対し、当該抹消を行った旨その他規則で定める事項を通知する。この場合において、当該通知を受けた者は、その内容を確認する。

第6節 受益者登録の請求の取次ぎ

(受益者登録の請求の取次ぎ)

第45条 機構は、信託の計算期間終了日における受益権に係る加入者又は機構加入者について、機構が受益者から受託者に対して行う受益者登録の請求を取り次ぐ者である旨を投資信託約款等に規定されている場合において、機構が適当と認めるときは、機構加入者が取り次ぐことを受任した受益権に係る加入者からの請求及び受益権に係る機構加入者からの請求を受託者に取り次ぐものとする。

- 2 機構加入者は、前項に規定する取次ぎを機構に求める場合には、加入者が権利を有する受益権については、加入者口座に記録又は記載されている事項を証明した書面、氏名又は名称及び住所を記載した書面並びに印鑑票を、自己分として管理している受益権については、自己の機構加入者口座に記録又は記載されている事項を証明した書面、氏名又は名称及び住所を記載した書面並びに印鑑票を、規則で定めるところにより機構に提出するものとする。
- 3 機構は、第1項に規定する受益者登録の取次ぎにおいて、加入者が権利を有する受益権については、加入者口座に記録又は記載されている事項を証明した書面、氏名又は名称及び住所を記載した書面並びに印鑑票を、機構加入者の自己分として管理されている受益権については、機構が備える振替口座簿に記録されている事項を証明した書面、氏名又は名称及び住所を記載した書面並びに印鑑票を、規則で定めるところにより受託者に提出するものとする。

第7章 手数料

(手数料)

第46条 発行者及び機構加入者等は、次の各号に掲げる手数料及び次項の規定により決定される手数料を、機構に納入しなければならない。

- (1) 新規記録手数料
- (2) 振替手数料
- (3) 口座残高管理手数料

- 2 前項その他規程に掲げる手数料の料率、前項その他規程に掲げる手数料以外の手数料及びその料率並びに納入方法は、機構が取締役会の決議を経てこれを定める。

第8章 加入者保護信託

(加入者保護信託に関する事項)

第47条 社債等に関する業務規程第7章の2(第59条の2を除く。)の規定は、上場投資信託受益権について適用する。この場合において、第59条の3の規定中、「投資信託受益権である場合」とあるのは「投資信託受益権又は上場投資信託受益権である場合」と読み替えるものとする。

第9章 消却義務の履行

第1節 機構による消却

(機構の消却義務の履行に関する事項)

第48条 法第77条に規定する権利の取得があった銘柄の上場投資信託受益権につき、加入者の有する当該銘柄の上場投資信託受益権の総口数が当該銘柄の上場投資信託受益権の総発行口数(償還済み又は交換済みの口数を除き、追加設定により新規記録された口数を加える。)を超えることとなる場合において、第1号の合計口数が第2号の総発行口数を超えるときは、機構は、自己の計算において、その超過口数(第1号の合計口数から第2号の総発行口数を控除した口数をいう。)に相当する額の上場投資信託受益権を取得する。

(1) 機構の備える振替口座簿における機構加入者の口座に記録された当該銘柄の上場投資信託受益権の口数の合計口数

(2) 当該銘柄の上場投資信託受益権の総発行口数(償還済み又は交換済みの口数を除き追加設定により新規記録された口数を加える。)

2 前項第1号に規定する口数は、同号に規定する口座における口数の増加又は減少の記録であって当該記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合において、法第77条の規定により当該記録に係る口数の上場投資信託受益権を取得した者のないことが証明されたときは、当該記録がなかったとした場合の口数とする。

3 機構は、第1項の規定により上場投資信託受益権を取得したときは、直ちに、発行者に対し当該上場投資信託受益権について債務の全部を免除する旨の意思表示をする。この場合において、当該上場投資信託受益権に係る権利は消滅し、機構は当該上場投資信託受益権に係る振替口座簿の抹消を行う。

(機関口座の開設)

第 49 条 機構は前条に規定する手続を行う場合には、機関口座を開設する。

2 機構が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記録する。

- (1) 上場投資信託受益権の銘柄
- (2) 上場投資信託受益権の銘柄ごとの口数
- (3) 上場投資信託受益権の銘柄ごとの口数の減少及び増加の原因

第 2 節 口座管理機関による消却

(口座管理機関の消却義務の履行に関する事項)

第 50 条 法第 77 条に規定する権利の取得があった銘柄の上場投資信託受益権につき、加入者の有する当該銘柄の上場投資信託受益権の総発行口数が当該銘柄の上場投資信託受益権の総発行口数（償還済み又は交換済みの口数を除き、追加設定により新規記録された口数を加える。）を超えることとなる場合において、第 1 号の合計口数が第 2 号の口数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、その超過口数（第 1 号の合計口数から第 2 号の口数を控除した口数をいう。）に相当する口数の当該銘柄の上場投資信託受益権について債務の全部を免除する旨の意思表示をする義務を負う。

- (1) 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記録され、又は記載された当該銘柄の上場投資信託受益権の口数の合計口数
- (2) 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口に記録され、又は記載された当該銘柄の上場投資信託受益権の口数

2 第 48 条第 2 項の規定は、次に掲げる事項について準用する。

- (1) 前項第 1 号に規定する口数
- (2) 前項第 2 号に規定する顧客口における口数の増加又は減少の記録又は記載であって当該記録又は記載に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合における同号に掲げる口数

3 第 1 項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過口数に相当する口数の同項に規定する銘柄の上場投資信託受益権を有していないときは、同項の規定による免除の意思表示をする前に、当該超過口数に達するまで、当該銘柄の上場投資信託受益権を取得する義務を負う。

4 口座管理機関は、第 1 項の規定により免除の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 当該免除の意思表示をした旨
- (2) 当該免除の意思表示に係る上場投資信託受益権の銘柄及び口数

5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第 2 号に掲げる銘柄の上場投資信託受益権について、その備える振替口座簿において次に掲げる記録又は記載をしなけ

ればならない。

(1) 前項の口座管理機関の口座の自己口における同項第 2 号に掲げる口数の減少の記録又は記載

(2) 前号の口座の顧客口における前項第 2 号に掲げる口数の増加の記録又は記載

第 10 章 加入者集会

(加入者集会)

第 51 条 社債等に関する業務規程第 9 章の規定は、この規程に基づき上場投資信託受益権の取扱いがある場合について適用する。

第 11 章 雑 則

(過大記録の未然防止)

第 52 条 振替機関等はその備える振替口座簿において、過大記録の発生することを未然に防止するため、細心の注意をもって管理する。

2 前項に規定する目的のため、機構は振替口座簿における上場投資信託受益権の銘柄ごとの機構加入者口座の合計口数及び当該銘柄の総発行口数（償還済み又は交換済みの口数を除き、追加設定により新規記録された口数を加える。）を日々確認する。

3 第 1 項に規定する目的のため、直接口座管理機関は、上場投資信託受益権の銘柄ごとの顧客口の口数につき機構から通知を受け、その備える振替口座簿における口数と照合のうえ、その結果を規則で定めるところにより機構に通知しなければならない。

4 前項の規定は、間接口座管理機関の行う口数の照合の場合について準用する。

5 第 1 項に規定する目的のため、上場投資信託受益権の発行者は、機構から通知を受ける銘柄毎の上場投資信託受益権の総口数（第 2 項の確認後の口数をいう。）を確認のうえ、当該銘柄の上場投資信託受益権の総発行口数（償還済み又は交換済みの口数を除き、追加設定により新規記録された口数を加える。）と相違のあるときは、直ちに、その旨を機構に通知しなければならない。

(上場投資信託受益権の内容の公示)

第 53 条 機構は上場投資信託受益権の発行者から、上場投資信託受益権の信託の設定に関する通知を受けた場合には、法第 87 条に基づき、規則で定める方法により当該上場投資信託受益権に関する内容を公示する。

(報告及び調査)

第 54 条 口座管理機関は、第 50 条に規定する場合その他法第 19 条に規定する事故が生じた場

合には、直ちに、その旨及び次に掲げる事項を機構に報告しなければならない。

- (1) 事故が発生した営業所の名称
- (2) 事故を起こした取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人の氏名又は名称及び役職名
- (3) 事故の概要

2 口座管理機関は、前項の規定に基づき報告をした事故の詳細が判明したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を機構に報告しなければならない。

- (1) 事故の詳細
- (2) 改善策

3 機構は、上場投資信託振替業の適正な運営を確保するために必要かつ適当であると認める場合には、その理由を示して、発行者、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、上場投資信託振替業に関し必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

4 機構は、第1項に規定する場合その他上場投資信託振替制度の円滑な運営を図るために必要があると認める場合には、口座管理機関が備える振替口座簿を閲覧することができる。

(業務の一部委託)

第55条 機構は、上場投資信託振替業を運営するために必要があると認める場合には、主務大臣の承認を受けて、その業務の一部を他の者に委託することができる。

2 前項の場合において、機構は、委託しようとする業務を適正、確実に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する法人の中から委託先を選定する。

(免責)

第56条 機構は、この規程及び第57条の規定により機構が定めた事項に基づく発行者及び機構加入者からの申請、通知等に従って相当の注意をもって処理した事項により生じた損害については、責任を負わない。

2 機構は、前項に規定するもののほか、機構の責に帰さない事由により生じた損害については、責任を負わない。

(所要事項の決定等)

第57条 機構は、上場投資信託振替制度を適正かつ確実に行うため、この規程に定めるもののほか必要な事項につき規則を定め、又は必要な措置を講ずることができる。

(制度の廃止)

第58条 機構は、上場投資信託振替制度の存続の必要がないと認める場合には、6か月の予告期間をもってこれを廃止することができる。ただし、法第22条第1項の規定により法第3条第1項の指定を取り消された場合には、この限りでない。

(準拠法及び合意管轄)

第 59 条 上場投資信託振替制度に関する機構と発行者、機構加入者及び間接口座管理機関との間の権利義務についての準拠法は、日本法とする。

2 上場投資信託振替制度に関する機構と発行者、機構加入者及び間接口座管理機関の間の権利義務について紛議が生じた場合の争訟については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。ただし、機構は、管轄が認められる国外の裁判所において発行者、機構加入者及び間接口座管理機関に対し訴訟を提起することを妨げられない。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 20 年 1 月 4 日から施行する。

(投資信託受益権の特例)

第 2 条 特例投資信託受益権（法附則第 32 条に規定する投資信託の受益権（投資信託契約において分割又は併合の定めのあるものを除く。）のうち第 8 条第 2 項に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）のうち機構が法第 13 条第 1 項の規定に基づき特例投資信託受益権の発行者の同意を得たものであって、振替受入簿に記録又は記載がされたものについては、上場投資信託受益権とみなして、この規程の規定（第 36 条及び第 53 条を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句とするものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 11 条	上場	特例
第 48 条第 1 項	の総発行口数（償還済み又は交換済みの口数を除き、追加設定により新規記録された口数を加える。）	について振替受入簿に記録又は記載がされた口数の合計口数（当該記録又は記載の効力が生じなかった場合における当該記録又は記載に係る口数及び償還済み又は交換済みの口数を除き、追加設定により新規記録された口数を加える。）
第 48 条第 2 項	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記録又は記載の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記録又は記載の効力の消滅を含む。）

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	により当該	により当該口座における当該
第 50 条 第 1 項	の総発行口数（償還済み又は交換済みの口数を除き、追加設定により新規記録された口数を加える。）	について振替受入簿に記録又は記載がされた口数の合計口数（当該記録又は記載の効力が生じなかった場合における当該記録又は記載に係る口数及び償還済み又は交換済みの口数を除き、追加設定により新規記録された口数を加える。）
第 50 条第 2 項第 2 号	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記録又は記載の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記録又は記載の効力の消滅を含む。）
第 52 条第 2 項	の総発行口数（償還済み又は交換済みの口数を除き、追加設定により新規記録された口数を加える。）	について振替受入簿に記録又は記載がされた口数の合計口数（当該記録又は記載の効力が生じなかった場合における当該記録又は記載に係る口数及び償還済み又は交換済みの口数を除き、追加設定により新規記録された口数を加える。）
第 52 条第 5 項	の総発行口数（	について振替受入簿に記録又は記載がされた口数の合計口数（当該記録又は記載の効力が生じなかった場合における当該記録又は記載に係る口数及び

（特例投資信託の銘柄情報に係る発行者からの通知）

第 3 条 規程第 36 条の規定は、特例投資信託受益権の発行者が法第 13 条第 1 項の同意を機構に対し与えた場合について準用する。この場合において、規程第 36 条の規定中、「上場投資信託受益権」とあるのは「特例投資信託受益権」とする。

（振替受入簿の備付け）

第 4 条 機構は、振替受入簿（特例投資信託受益権に係るものをいう。以下同じ。）を備える。

(特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録又は記載の申請)

第5条 特例投資信託受益権（機構が法第13条第1項の規定に基づき特例投資信託受益権の発行者の同意を得たものに限る。以下同じ。）についての権利を有する加入者（以下「特例加入者」という。）は、その有する特例投資信託受益権について、機構に対し、振替受入簿の記録又は記載の申請をすることができる。当該申請においては、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 特例投資信託受益権の銘柄及び口数
- (2) 特例投資信託受益権の受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第7項に規定する受益証券をいう。以下同じ。）の番号
- (3) 特例加入者の氏名又は名称及び住所
- (4) 特例加入者の口座
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の申請をする特例加入者は、機構に対し、当該申請に係る特例投資信託受益権の受益証券を提出しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録又は記載の申請に関し必要な事項は規則で定める。

(機構による特例投資信託受益権に係る振替受入簿への記録又は記載及び通知)

第6条 機構は、前条第1項の申請を受けた場合には、同項第1号から第4号までの事項及び当該申請に係る振替受入簿への記録又は記載をする年月日を振替受入簿に記録又は記載する。この場合において、機構は、特例投資信託受益権の発行者に対し、振替受入簿への記録又は記載を行った旨を通知する。

(特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録又は記載の停止期間)

第7条 機構は、必要があると認める場合には、特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録又は記載をすることができない期間を定めることができる。

(特例投資信託受益権に係る振替口座簿への記録又は記載及び通知)

第8条 機構は、附則第6条の規定により振替受入簿への記録又は記載をした場合において、機構が附則第5条第1項の申請により示された口座を開設したものであるときは、当該申請に係る特例投資信託受益権の銘柄について、その備える振替口座簿における当該申請に係る特例加入者の自己口において、当該申請に基づく増加の記録をする。

2 機構は、附則第6条の規定により振替受入簿への記録又は記載をした場合において、機構が附則第5条第1項の申請により示された口座を開設したものでないときは、当該申請に係る特例投資信託受益権の銘柄について、その備える振替口座簿における当該申請に係る特例加入者

の上位機関である機構加入者の顧客口において、当該申請に基づく増加の記録をする。この場合において、機構は、当該機構加入者に対し、次に掲げる事項を通知する。

- (1) 当該特例投資信託受益権の銘柄及び口数
- (2) 特例加入者の氏名又は名称が明らかになるものとして規則で定める事項

- 3 前2項の規定は、前項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 4 前3項に規定する増加の記録又は記載において、特例加入者の口座が信託口である場合には、附則第5条第1項の申請には、政令第8条の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において、当該信託口を開設している振替機関等は、法第121条で読み替えて準用する法第68条第3項第5号に規定する事項を振替口座簿に記録又は記載する。

（特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録又は記載の抹消）

第9条 特例加入者は、その有する特例投資信託受益権について附則第5条第1項の申請をする権限を有しない者の申請により振替受入簿の記録又は記載がされた場合において、当該特例投資信託受益権について規程第42条の抹消の申請が行われているときは、機構に対し、当該特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録又は記載の抹消の申請をすることができる。

- 2 機構は、前項の抹消の申請を受けた場合には、当該申請に係る特例投資信託受益権について、振替受入簿の記録又は記載を抹消する。この場合において、機構は、当該記録又は記載に係る特例投資信託受益権の発行者に対し、振替受入簿の記録又は記載が抹消された旨を通知する。

（特例投資信託受益権の内容の公示）

第10条 機構は特例投資信託受益権の発行者から、附則第3条において準用する規程第36条の通知を受けた場合には、法附則第32条において準用する法附則第17条において準用する法第87条に基づき、規則で定める方法により当該特例投資信託受益権に関する内容を公示する。

（特例投資信託受益権に係る発行者の同意に関する公告）

第11条 機構は、特例投資信託受益権について法第13条第1項に基づく発行者の同意を得た場合には、法附則第32条において準用する法附則第18条に基づき、規則で定める方法によりその旨を公告する。

附 則

この改正規定は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日（平成19年9月30日）から施行する。ただし、第21条、第24条第1項第5号、第27条第3項及び第28条第2項第2号の改正規定にあっては平成19年10月1日から、第22条第3項の改正規定にあっては犯罪による収益の移転防止に関する法律附則第1条第1号に定める日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 19 年 12 月 3 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 20 年 3 月 10 日から施行する。